

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B-	b	b	b	c

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
エスカップ基金(ESCAP)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)	
3 拠出先の概要	
ESCAP は、国連経済社会理事会の地域委員会の一つ。アジア太平洋地域における経済・社会・環境等に関する問題解決のため、会合等の開催、他国際機関等との連携による事業の実施等により、各国の政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献し、域内協力の推進への寄与を目的とする。本部はバンコク(タイ)。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本は、域内最大の先進国として、ESCAP を通じた経済・社会分野の地域協力を目的として、1977 年に日本・ESCAP 協力基金(JECF)を設立。本件拠出は、JECF に充当され、アジア太平洋地域において、防災や障害者等の経済・社会分野における事業を実施するために使われる。 なお、総務省は、ESCAP 傘下の国連アジア統計研修所(SIAP:千葉市所在、アジア太平洋地域を中心に世界中の途上国政府職員等に対して種々の統計分野に関する研修事業を実施)の運営費・事業費等を拠出。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 3,036 千円	
日本の拠出率:100%	
令和3年度当初予算額 2,683 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課・在タイ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸課題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された中期目標

「持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGs の推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 425～433 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
ESCAP は、国連経済社会理事会のアジア太平洋地域における地域委員会として、ロシア連邦から太平洋諸島に至る幅広い地域のみならず、域外も含め 62 の加盟・準加盟国・地域を抱え、経済・社会分野における多国間の国際協力をリードしており、日本として ESCAP に一定の抛出を継続することで、ESCAP の活動に関与することは不可欠である。 国連の地域委員会は、経済社会分野における国連の縮図であり、ESCAP は、SDGs の貧困削減、環境、防災、ジェンダー等の分野で、関連する国連・国際機関等とも連携しつつ幅広い専門知識に基づき総合的に対処してきている点で比較優位を持っていることから、日本の SDGs 実施のパートナーとして引き続き重要な役割を果たすことが可能。 特に ESCAP は、上記中期目標に掲げた SDGs の多岐に亘る課題のうち、特に津波をはじめとする自然災害の多いアジア太平洋地域において防災分野での知見及び活動実績があるほか、障害者支援にも力を入れている。ESCAP は、他の国連・国際機関等との連携により事業の実施等しているが、防災分野については、防災を専門とする国連防災機関(UNDRR)との間で、アジア太平洋地域内各国の経済及び社会状況を俯瞰しつつ、特に域内各国の津波等災害リスクのみならず、災害時に配慮を要する障害者の現状についての情報を同機関と共有しながら、相互補完及び相乗効果をはかり、その結果、域内の格差は正・貧困削減に貢献してきている。 日本が提唱した「世界津波の日」の国連総会における制定のきっかけが、まさに過去の ESCAP 年次総会での防災関連決議における「世界津波の日」にかかる言及であった経緯を踏まえ、津波防災の普及啓発を含む、防災関連事業の立案及び実施については、障害者やジェンダー平等の観点も取り入れつつ実施してきた実績がある。本件抛出は、これら日本が重視する分野における支援にイヤマークするものであり、日本の意向に沿った形で事業を実施することが可能である。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
タイ(ESCAP の所在地)の日本国大使館の次席館員が、ESCAP の常駐代表として、年6回開催される常駐代表会合及び非公式会合に出席している。ESCAP 幹部と随時意見交換を行うことにより、日本の立場や意見を ESCAP の方針に反映させるよう働きかけている。 2019 年4月に日本人職員が事務局長補佐官に就任し、日本の問題意識を踏まえつつ事務局長を多面的にサポートしている。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
また、2020 年1月、アリシャバナ事務局長が訪日し、中谷外務大臣政務官を表敬。ESCAP を通じたアジア太平洋地域における日本のリーダーシップに期待を示しつつ、ESCAP 総会の機会を始め、日本と ESCAP の協力関係を促進していくことで一致した。 ESCAP の年次総会には、例年、日本から政務が出席し(2021 年4月の第 77 回総会に宇都外務副大臣が出席)、閣僚級会合でカントリー・ステートメントを実施し、日本の施策について説明することにより日本の発言力・影響力を確保している。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性

本件拠出金を用いて過去に開発を支援し、かつ現在実施中の事業でも活用している障害インクルーシブ防災 e ラーニングツールに関して、人と未来防災センター、被災地障がい者センター 熊本、兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課より、情報及び知見の共有を受けた。また、この e ラーニングツールの活用にあたり、他国と比べて、あらゆる自然災害を頻繁に経験し、高度化されている日本の法制度や、被害者を包摂した防災事業にかかる日本の取り組みを優良事例として取り上げるため、河川情報センター、大阪大学大学院、滋賀県脊髄損傷者協会、神戸市保健福祉局生活福祉部くらし支援課といった大学や地方自治体等と連携し、ワークショップ開催等を通じて、情報や知見の共有を行っている。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ESCAPは、国連経済社会理事会の地域委員会のアジア太平洋地域における地域委員会として、62の加盟国・地域を抱え、経済・社会分野における多国間の国際協力をリードしている。SDGsの実施をアジア太平洋地域の開発における中心に据えつつ、SDGsの重要分野の指針として「持続可能な開発目標(SDGs)の実施のための地域ロードマップ」を採択(2017年)の上、マクロ経済、貿易・投資、運輸、環境・開発、ICT・防災、社会開発、統計、サブ地域の開発活動、エネルギーの9つの分野において、それぞれ戦略、目標を設定し、SDGs実施促進に向け、加盟国の取組を支援するプログラムを評価指標とともに策定している。このため、アジア太平洋地域においてSDGsの取組を推進する上では重要である他、日本が提唱した「世界津波の日」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」や「仙台防災枠組」の普及啓発として、防災・障害者支援の他、環境分野の取組を実施する機関としても重要である。

具体的には、日本は、ESCAPの2015年5月の年次総会において、「世界津波の日」を制定することを含む「仙台防災枠組」の実施に関する決議案を13か国で共同提案、同決議案が全会一致で採択されたことをきっかけとして他国への働きかけを強化し、同年12月の国連総会における「世界津波の日」制定につなげ、その後、2016年以降毎年、年次総会において、日本とESCAPの共催による防災をテーマとしたサイドイベントを開催し、アジア太平洋地域の首脳、閣僚を含む多くのハイレベルの参加を得て、日本が主導する「世界津波の日」の普及・啓発を始めとする防災施策をアピールしてきている。この流れをくみ、本件評価期間中には、下記2-2のとおり、SDGsの実施において、特に津波対策を含む防災や障害者支援をはじめ日本が重視する分野の活動において使われるとともに、下記2-3のとおり、日本が提唱した「世界津波の日」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」や「仙台防災枠組」の普及など日本の重点課題について、ESCAP関連決議での言及がなされることで、これら重点課題にかかるアジア太平洋地域での普及に寄与するとともに、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップの発揮に貢献している。

このような取り組みも含め、ESCAPは、アジア太平洋地域における経済・社会分野に関する規範作りや合意形成の場にもなっており、本件拠出を通じて日本の意向を反映した取組を継続的に実施することにより、本件外交目標に向けて貢献をしている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1(2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2018 年度拠出：2019 年の第 75 回総会において、日本政府、ESCAP 及び国連防災機関(UNDRR)との共催で防災にかかる閣僚級サイドイベントを開催。2020 年2月、報告書を受領済。本サイドイベントには約 120 名が参加し、日本が重視する防災分野でリーダーシップを示すことにつながるとともに、閣僚級というハイレベルで地域の防災に係る取組を議論する有益な機会を ESCAP 加盟国に提供することができた。

2019 年度拠出: 拠出は行われた一方で、新型コロナウイルスの影響で、予定していた 2020 年の第 76 回総会における防災関連のサイドイベントの実施が見送りとなった。この未実施分の拠出額を意義ある形で活用する方向で調整を行い、それ以前の残額も活用する形で 2020 年度に下記事業の承認を行った。

2020 年度拠出: 2017 年に本件拠出金で支援し、開発された障害者を包摂する防災に関する e-ラーニングツールを活用して、ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施を行うための事業の実施を採択し、現在実施中(実施期間: 2021 年 3 月～2023 年 12 月)。同事業の実施により、対象国の中央及び地方政府の防災に係る政策立案者及びコミュニティ・リーダーが新型コロナウイルスの影響を踏まえ、ジェンダー平等に配慮した、障害者包摂防災にかかる具体的施策を採用することが期待されている。また、防災関連トレーニングの対象者は約 2,000 人を予定している。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

上述の 2019 年の第 75 回総会における閣僚級サイドイベントでは、アジア太平洋地域の首脳、閣僚を含む多くのハイレベルの参加を得る中、日本からは鈴木憲和外務大臣政務官が出席し、「世界津波の日」の啓発活動として世界津波の日高校生サミットの開催や、国連開発計画(UNDP)と連携したアジア太平洋諸国における津波避難訓練の実施等の日本の取組について紹介するとともに、自然災害による被害を軽減し持続可能な都市を実現するためには事前の防災投資と伝統的知見を活用することが有効であること、あらゆる開発政策・計画に防災の視点を導入する「防災の主流化」が重要であること等について基調講演を行うことにより、日本が主導する「世界津波の日」の普及・啓発を始めとする防災施策をアピールした。

また、2020 年の ESCAP 総会で採択された海洋決議においては、日本の提案により、2019 年の G20 大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に関する記述が加わり、ESCAP においても同ビジョンが共有されたほか、2021 年の ESCAP 総会で採択された新型コロナ関連決議においては、日本が提唱する「仙台防災枠組」に関する記述が3か所にわたって明記され、コロナ禍における災害対策における同指針の重要性が共有された。

さらには、2020 年度拠出(2021 年 3 月)の障害者包摂防災事業については、同事業が新型コロナウイルスによる経済・社会面の影響も配慮していることから、コロナからのより良い復興をテーマとした 2021 年の第 76 回総会における、宇都外務副大臣によるカントリー・ステートメントでも同支援について表明し、ESCAP 加盟国に対して日本の支援についてアピールした。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019 年 10 月(日本の 2019 年度分) 2020 年 7 月 (日本の 2020 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年7月頃(日本の 2021 年度分)

3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点

拠出先においては、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクトの関連諸作業の完遂後6か月以内に報告書が提出されることとなっている。このサイクルに基づき、2020 年2月、2018 年度拠出金であり、2019 年度実施の第 75 回総会防災サイドイベントに関し、事後の関連書作業も遂行された上で、報告書が提出された。

2019 年度は、新型コロナの影響を受け予定していた事業が、2019 年度分及びそれ以前の残額を活用する形で 2020 年度事業の承認を行った。直近2年度分の決算報告書は、それぞれ、日本の 2019 年度拠出分 27,594 ドルについて先方同会計年度の収入として、日本の 2020 年度拠出分 27,600 ドルについて先方同会計年度の収入として、それぞれ計上されている。同報告書によると、2020 年度拠出分の残高は 230,178 ドルであり(2019 年度拠出分は

173,398ドル)、翌年の会計年度に繰り越される。外部監査報告書の実施主体は、国連会計検査委員会(BOA)で、特段の指摘事項はなし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
ESCAP 事務局は、主要な拠出国の一つである日本に対し、ESCAP として効果的な実施が可能な事業を提案しつつも、日本の意向と合致する分野での事業が実施できるよう、案件の事前、実施中及び事後において日本との個別のバイ会議を重ねている。 書面では事業の進捗報告を毎年3月に行い、前年に達成された成果の報告を行いつつ、前述のとおり、各プロジェクトの完遂後6か月以内に最終報告書を提出する段取りとなっている。いずれのプロジェクトも、国連の財務規則及び規定に則り運営されている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
ESCAP 総会や各種委員会等の場で、組織の肥大化や事業実施のための予算増につながり得る活動方針などが決議案等で提案された際、日本からこれを是正・再検討するよう提案してきており、他国とともに重複活動の回避、効率的な予算の執行、予算の増加抑制がなされるよう努めた。 また、戦略プログラム管理部長や分野ごとの部長に対し、また日本人職員を通じて、進捗報告書や財務報告書の提出含め、きめ細かな案件管理と報告を求めてきている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
14	14	15	14.33	11	-3.33	221
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
14	15	11	13.33	11	-2.33	213
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	1	1	0.67	1	0.33	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
1	1	1	1	1	0	

備考	
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)	
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由	